

事前申請について	Q1	なぜ、契約前に事前相談書の申請が必要なんですか
	A1	本市に住宅を取得する動機付けとなることを目的としているからです。
	Q2	事前相談書の提出は、いつまでにすればいいですか
	A2	建物工事請負または建物売買契約を締結する前に申請してください。
	Q3	事前相談書に記載の契約予定日とは、何を指しますか
	A3	同居または近居される住宅を取得するための最初の契約予定日になります。土地のみの売買契約や変更工事請負契約は、対象とはなりません。
	Q4	事前相談書を提出後、いつから建物売買契約できますか
	A4	事前相談書の提出後であれば、契約できます。事前相談時に書類不備等ある場合は、受付できないため早めに事前相談にお越しください。
	Q5	その他市長が必要と認める書類とは、どんなものがありますか
	A5	賃貸借契約書や無記載証明書（子育て世帯が、現在親世帯から2キロメートル以内に住んでいる場合）、母子手帳（妊娠中の方）などです。
対象者の要件について	Q6	現在、妊娠中ですが、子世帯の対象になりますか
	A6	対象になります。なお、確認のため母子手帳（原本）を持参してください。住宅政策課で写しを取ってお返しします。
	Q7	現在、親の持家に同居していて、子育て世帯で建物を購入予定ですが対象ですか
	A7	親の持家に同居されている方は、すでに子育て世帯をサポートできる体制や共助関係がなりたっておりますので、対象外となります。
	Q8	土地の契約は終わっているのですが、建物の契約をまだしていない場合、対象になりますか
A8	対象になります。土地と建物と一緒に契約される場合は、契約前に事前相談書の申請をしてください。	

	Q9	同居する場合の同一の住宅とは、どんな住宅をいいますか
	A9	親世帯が住む部分と子育て世帯が住む部分が区切られることなく、屋内で行き来ができる住宅になります。
	Q10	親と一緒に購入予定ですが、対象になりますか
	A10	建物の所有権の持分割合が子育て世帯で1/2以上であれば、対象になります。
	Q11	マンション等の住戸専有面積の基準は、どのように決めましたか
	A11	住生活基本計画における居住面積水準をもとに計算しており、子育て世帯を父・母・子ども2人の4人家族を想定しております。
	Q12	マンション等の専有面積が70㎡以上あるが、登記面積が70㎡未満の場合は、対象になりますか
	A12	専有面積が、壁芯で算定され70㎡以上あれば、対象となります。登記面積が70㎡未満になっている場合は、壁芯から除外された面積のわかる図面等を提出してください。
	Q13	事前相談書提出後に契約して、建物ができあがるのが、H30年5月頃になった場合、この補助金は出ますか。
	A13	要件等満たし、来年度本事業が継続実施されて予算の範囲内であれば、補助金は出ます。
交付申請について	Q14	契約書は、原本持参となっていますが、原本を提出するのですか
	A14	原本を持参してください。確認のうえ、住宅政策課で写しを取ってお返しします。
	Q15	建築基準法の規定による検査済証の交付をうけていない場合どうすればいいですか
	A15	法適合状況調査を実施した報告書の写し等をご提出ください。
	Q16	住宅取得（登記）とは、何を指しますか
	A16	法務局に登記申請した日が住宅取得日になります。

松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅取得補助金

Q & A

	Q17	市税の滞納がない証明は、どこでとれますか
	A17	松戸市役所 新館2階 収納課の窓口のみで取得できます。子育て世帯及び親世帯の方全員分が必要になります。（中学生以下は除く）
	Q18	登記の申請を4月25日にした場合、2ヶ月以内とはいつになりますか
	A18	6月24日までですが、その日が土日祝日の場合は、翌日になります。
取 消 に つ い て	Q19	補助金受領後に近居又は同居している子育て世帯が転居した場合は、補助金を返還する必要がありますか
	A19	返還していただくこととなります。交付の決定日から10年を経過する前に近居もしくは同居を解消された場合、又は補助対象住宅を自己の居住の目的以外の用途に使用した場合は、返還の対象となります。